

定款変更の日の属する事業年度の事業計画書

定款変更の認証の日から令和7年3月31日まで

NPO法人Cig塾

1 事業実施の方針

- ・地域人材育成事業については、引き続き事業を進めて参ります。
- ・活動内容の変更初年度に当たり、組織基盤を確立する為、活用内容について広く広報活動を行い、会員の拡大を目指す。
変更当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・地域住民に対して、スポーツ教室の企画・運営、スポーツ活動における指導者および審判の育成・派遣などスポーツの振興を図る団体の支援に関する事業を行い、地域住民の健全な心身の育成ならびに多くの交流による活発なコミュニケーションを促進し、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的として実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数 (D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
① 地域人材育成事業	各業界における周辺知識の習得及び法改正等の情報提供等に関する講習会	(A)毎週水曜日 18:00~19:00 毎週土曜日 09:00~12:00 (B)当法人事務所 (C) 1~2人 (D)経営・経理・営業職・従事者及び希望者 (E) 400人 1回につき 4~8人	4,000
② スポーツの普及及び振興に関する事業	各種スポーツの競技力向上に係る事業 スポーツによる世代を越えた体験・交流事業	(A)毎週火曜日 20:00~22:00 毎週金曜日 20:00~22:00 (B)当法人借用施設 (C) 2~5人 (D)希望者 (E) 400人 1回につき 10~15人	1,680

(備考)

- 1 当該定款変更の認証の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別業として作成する。
- 2 2の(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

NPO法人Cig塾

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・経営・経理・営業職に携わる人材およびこれらを目指す人材に対して、税理士やベテランの営業職従事者及び経営者による各業界における周辺知識の習得および法改正等の情報提供等に関する講習を行い、もって一般の消費者の保護ならびに職業能力の開発による雇用機会の増加、地域企業の活動の活性化による地域の経済発展に寄与することを目的として実施する。
- ・変更2年度目に当たり、法人としての組織基盤を確固たるものにするため、法人の活用内容について広く広報活動を行い、更なる会員の拡大を目指す。
- ・スポーツを愛好する地域住民に対して、スポーツの振興を図る活動、健全育成を図ると共に指導者の育成と派遣を推進する活動に関する事業を行い、地域住民の健康で住みよい町作りに寄与することを目的として実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数 (D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
① 地域人材育成事業	各業界における周辺知識の習得及び法改正等の情報提供等に関する講習会	(A)毎週水曜日 18:00~19:00 毎週土曜日 09:00~12:00 (B)当法人事務所 (C) 1~2人 (D)経営・経理・営業職・従事者及び希望者 (E) 400人 1回につき 4~8人	4,000
② スポーツの普及及び振興に関する事業	各種スポーツの競技力向上に係る事業 スポーツによる世代を越えた体験・交流事業	(A)毎週火曜日 20:00~22:00 毎週金曜日 20:00~22:00 (B)当法人借用施設 (C) 2~5人 (D)希望者 (E) 400人 1回につき 10~15人	2,016

(備考)

- 1 当該定款変更の認証の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別業として作成する。
- 2 2の(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。